

病院団体と協力、COVID-19 受入病床確保対策会議始動

日本医師会（日医）の中川俊男会長は1月20日の定例記者会見で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者受け入れのための病床確保に向けた具体的方策を、スピード感をもって議論していくことを目的に、病院団体と共同で「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」を立ち上げることを明らかにした。

対策会議に参加する病院団体は、以下の5団体。

- ▼日本病院会（相澤孝夫会長）
- ▼全日本病院協会（猪口雄二会長）
- ▼日本医療法人協会（加納繁照会長）
- ▼日本精神科病院協会（山崎學会長）
- ▼全国自治体病院協議会（小熊豊会長）

中川会長は、COVID-19の感染状況について、緊急事態宣言の対象地域を中心に、医療崩壊という状態が多発し、日常化してきたとし、「この状態が面で起きると医療壊滅となる」と危機感を示した。

医療提供体制について、「日本は諸外国に比べて病床数が多いにもかかわらず、『医療崩壊』が進んでいるのは医療関係者の努力が足りないのではないか」「諸外国は日本より患者数が多く、かつ病床数が少ないのに対応できているではないか」等の指摘に対しては、欧米では第1波の際に「医療崩壊」の状態に陥っており、すでにトリアージが行われているとしたほか、人口100万人あたりの死者数が英・米・仏などでは1000人以上になっているのに対し、日本は30人ほどだなどとし、批判は当たらないとした。

ただ、このままでは医療の壊滅的状况が避けられないとも指摘。医療界を挙げて、新型コロナウイルス感染症患者受け入れのための病床確保に向けた具体的方策をスピード感をもって議論していくことを目的として、「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」を設立。

「COVID-19 対応病床をさらに増やすためにはどういう方法があるか」「中小病院で、COVID-19 から回復した患者の受け入れ機能を拡充できないか」「終息まで時限的にコロナ対応病院の病床を拡大し、同時にその通常医療機能を中小病院に代替できないか」などについて議論していく考えを示した。

■病床確保対策会議が初会合

日医と病院団体による「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」は同日、テレビ会議形式で初会合を開いた。

公立、公的、民間など設置主体を問わず、協力してCOVID-19 対応病床の確保に努めていくことを確認した。

COVID-19 緊急包括支援事業 で Q&A を改訂

厚生労働省は 1 月 18 日付で、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第 12 版）について」を、また同月 19 日付で「同第 13 版について」を、それぞれ都道府県に宛てて事務連絡した。

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」では、簡易病室の設置（駐車場等への設置、既存病室の個室化を含む）について、「簡易な構造をもち緊急的かつ一時的に設置するものであって、固定資産に計上されないものであれば、備品購入費や、需用費の修繕料として、補助の対象となり得る」とした。

また、空気清浄機については、HEPA フィルターの有無や、医療用か一般用かなどで補助対象の適否の別を設けることなく、幅広く補助の対象となり得ると明示した。

備品購入費については、「院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象とする」とし、日常診療業務に要する医療機器、空気清浄機、事務機器等の備品も対象となり得るとした。

機器・備品 1 台の購入価格の上限については、定めていないとし、対象医療機関等の区分ごとの補助の上限額を、以下とした。

- ▼病院（医科、歯科）：200 万円＋5 万円×病床数
- ▼有床診療所（医科、歯科）：200 万円
- ▼無床診療所（医科、歯科）：100 万円
- ▼薬局、訪問看護ステーション、助産所：70 万円

「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」では、重点医療機関の施設要件である「病棟単位で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること」「看護体制の 1 単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する」について、以下のように説明している。

- ▼重点医療機関については、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、院内感染対策等の観点から、医療機関または病棟単位で COVID-19 患者を重点的に受け入れる体制を整備している医療機関のことを指す
- ▼「病棟単位での病床確保」については、COVID-19 患者の専用病床を確保し、ゾーニング等を行うことでフロアを区切り、もっぱら COVID-19 患者の対応を行う看護体制（専任）を明確にすることにより、既存の 1 病棟を 2 病棟に分けて対応することも可能
- ▼もっぱら COVID-19 患者の対応を行う看護体制（専任）を明確にすることについては、同一日に同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していなければ、月のシフトで見ると同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していても差し支えない

変異株対策で 特定流行国センターを設置

厚生労働省は1月19日付で、「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について（新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センターの設置）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルス変異株の流行国・地域からの入国者に対してはこれまで、帰国後3日間の検疫所宿泊施設待機の後、検査で陰性の場合は4日目から14日目までの間、自宅待機とされていた。

この間は保健所が健康観察を実施していた。国は、保健所の業務軽減を目的に、「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」（特定流行国センター）を新たに設置し、1月20日から運用を開始するとしている。当面、年度末までの予定だという。なお、変異株流行国・地域に滞在歴のない入国者は、これまでどおり保健所が健康観察を担う。

特定流行国センターは、変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者（健康観察対象者）に対して、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）での待機期間（原則入国後から3日目まで）終了後から入国後14日目までの自宅等での待機期間中における健康観察を担当する。健康観察対象者に対し、LINE、メールまたは電話で、1日1回以上健康状態等の確認を行うとしている。確認事項は、以下の通り。

- ▼発熱（37.5度以上）の有無
- ▼せき
- ▼のどの痛み
- ▼鼻水・鼻づまり
- ▼その他の風邪様症状
- ▼倦怠感
- ▼息苦しさ
- ▼嗅覚・味覚の異常の有無
- ▼自宅等で待機しているか

COVID-19 ワクチン先行接種、 国病などの100病院

厚生労働省は1月20日付で、「医療従事者向け先行接種の実施医療機関について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防接種について、医療従事者等への先行接種のなかで接種後の健康状況調査を行い、その結果を公表するとしている。

その対象医療機関として、国立病院機構の52病院、地域医療機能推進機構の27病院、労働者健康安全機構の21病院の合わせて100病院を決定した。

医療従事者向け先行接種におけるワクチンの配分量の決定は、都道府県を介さずに国が直接行う。また、超低温冷凍庫は都道府県および市町村に割り当てられた台数とは別に配置される。超低温冷凍庫は、他の医療従事者等や住民への接種に引き続き活用可能とした。

医療情報⑤
厚生労働省
通知

医療機関向け ワクチン接種の手引きを通知

厚生労働省は 1 月 18 日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きについて」を、都道府県等に宛てて通知した。

手引きは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、COVID-19 に係る予防接種について、接種を実施する医療機関に向けて、現時点での情報とその具体的な事務取り扱いをまとめたもの。

今後の検討状況により随時更新していくとしている。その内容（章立て）は以下のとおり。

- ▼第 1 章：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要
- ▼第 2 章：医療従事者の接種に当たり準備すること
- ▼第 3 章：接種会場となる医療機関において接種開始までに準備すること
- ▼第 4 章：接種会場となる医療機関において接種開始後にやること
- ▼第 5 章：請求事務
- ▼第 6 章：接種実施医療機関等が接種会場以外の場所で接種を行う場合に留意すること
(ファイザー社のワクチン)
- ▼第 7 章：接種実施医療機関等に割り当てられたワクチンを複数の医療機関に分配する場合
に留意すること (ファイザー社のワクチン)
- ▼第 8 章：副反応疑いの患者から連絡があった場合の対応

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

オンライン診療料、 署名は電子署名でも可

厚生労働省は 1 月 19 日付で、「疑義解釈資料の送付について(その 48)」を、地方厚生(支)局や都道府県等に宛てて事務連絡した。「横断的事項」では、日本看護協会の認定看護師教育課程の研修について、2020 年度以降に変更された後の研修名および教育内容による研修を修了

した者について、従前の疑義解釈に示される各項目の研修の要件を満たしていると明示した。

「オンライン診療料」については、当該診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用について、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として徴収できるが、徴収に当たって患者から署名により同意を得るとき、電子署名法上の電子署名またはこれに準ずる方法（患者本人による同意であることなどが担保されている方法）を用いることが可能とした。

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」を実施する際に用いるものとして、1月19日付で薬事承認された「ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ」（ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン）について、同日から保険適用となると示した。

また、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」を実施する際に用いるものとして、同日付で薬事承認された「2019 新型コロナウイルス RNA 検出試薬 TRCReady SARS-CoV-2 i」（東ソー）も、同日から保険適用されるとした。

医療情報⑦
厚生労働省
事務連絡

パルスオキシメーターの 安定供給を要請

厚生労働省は1月19日付で、「新型コロナウイルス患者の療養に当たって必要なパルスオキシメーターの安定供給について（その2）」を、電子情報技術産業協会など関連4団体に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって自宅療養や入院等調整中の患者数が増加する状況下で、宿泊療養施設だけでなく自宅等で療養する患者についても、必要に応じてパルスオキシメーター等を用いた健康観察を実施する自治体が増加していると指摘。

今後、こうした自治体等がパルスオキシメーターを含めた医療機器のさらなる発注を行う状況が想定されるとした。そのうえで、自治体等における適切なCOVID-19対策の実施のため、自治体等からのパルスオキシメーター等の発注に優先的に対応し、必要に応じて増産を図るなどにより、安定供給を求めている。さらに今後、自治体等におけるパルスオキシメーターの必要数を把握し、情報提供する考えも示した。

医療情報⑧
厚生労働省
事務連絡

ワクチン接種に向け 消耗品の安定供給を要請

厚生労働省は1月19日付で、「新型コロナウイルスワクチン接種に必要となる消耗品の安定供給について」を、日本衛生材料工業連合会に宛てて事務連絡した。

新型コロナウイルスワクチンについては現在、接種に向けて準備が進められている。

接種開始に伴い、消毒用アルコール含浸綿（クロルヘキシジングルコン酸塩液含浸綿、ポピドンヨード液含浸綿等エチルアルコール過敏症患者に使用するものを含む）、手指消毒剤、使い捨て舌圧子、絆創膏などの消耗品の需要が急激に高まることが予想されると指摘。

これら消耗品についての在庫状況、今後の製造の見通し等を逐次確認のうえ、必要に応じて生産計画の見直し、原料・原材料の調達強化、納入量の調整を行う等、安定確保のために必要な措置を講じるよう求めている。

医療情報⑨
厚生労働省
発表

地域医療構想の重点支援区域に 2県2区域

厚生労働省は1月22日、地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に、2県2区域を選定したと発表した。選定されたのは、山形県の置賜区域（米沢市立病院、三友堂病院、三友堂リハビリテーションセンター）と、岐阜県の東濃区域（土岐市立総合病院、岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター東濃厚生病院）の2区域。

医療情報⑩
厚生労働省
発表

4物質を指定薬物に指定 ～省令を公布し、2月1日に施行

厚生労働省は1月22日、4物質を新たに「指定薬物」として指定する省令を公布し、2月1日に施行すると発表した。

新たに指定された4物質は、

- ▼エチル=2- [1- (5-フルオロペンチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート（通称：5F-EDMB-PINACA）
- ▼4- (シクロプロピルカルボニル) -N, N-ジエチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ [4, 3-fg] キノリン-9-カルボキサミド（通称：1cP-LSD）
- ▼メチル=2- [1- (4-フルオロベンジル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3-メチルブタノアート（通称：AMB-FUBICA、MMB-FUBICA）
- ▼メチル=3-メチル-2- [1- (ペンタ-4-エン-1-イル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] ブタノアート（通称：MMB-O22、AMB-4en-PICA、MMB-4en-PICA）

国内の死者数、5000人を超える

～感染は1月24日零時時点で36万661人

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、1月24日零時時点で、前日より4701人増えて、合わせて36万661人となった。

このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港検疫が2119人、国内事例が35万8527人。国内の死者は、前日から84人増えて5019人となった。

すでに退院している人は、前日より5020人増えて29万542人となった。

入院治療を要する6万4662人のうち、人工呼吸器を使用または集中治療室に入室している重症者は、前日から2人減って1007人だった。

1月22日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は660万5365件だった。

1月24日零時時点で都道府県別の感染者数は、東京都が9万2904人（死亡779人）で最も多く、次いで大阪府の4万1033人（死亡826人）、神奈川県が3万7474人（死亡390人）、埼玉県の2万3060人（死亡304人）、愛知県の2万2427人（死亡354人）などとなっている。

■米国の感染者数、2500万人目前に

厚労省のまとめ(図表)によると、1月24日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が2499万人あまりに達し、2500万人目前となっている。

死者数は約41万7000人あまりとなった。

インドでは、感染者が約1065万人に達し、死亡者は15万3000人あまり。

ブラジルでは感染者数が約882万人、死者は約21万6000人。

このほか感染者が100万人を超えているのは、ロシア、英国、フランス、スペイン、イタリアなどの合わせて18カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて79カ国。

感染者が1万人を超えているのは132の国と地域だった。

ヨーロッパでは、ロシアで感染者が約366万人に達したほか、英国でも約363万人となっている。

フランスでは約309万人、スペインで約250万人、イタリアで約246万人、ドイツでは約214万人となった。

さらに、ポーランドで約147万人、ウクライナで約123万人となった。

中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約200万人、アルゼンチンで約186万人、メキシコで約175万人、ペルーで約108万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約98万人となったほか、パキスタンで

約 53 万人、バングラデシュも約 53 万人、フィリピンで約 52 万人となっている。

中東地域では、イランで感染者が約 137 万人となったほか、イラクでも約 61 万人となっている。

アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 140 万人に達した。

また、モロッコで感染者が約 47 万人となっているほか、チュニジア（表外）で約 19 万 5000 人、エジプト（表外）で約 16 万 1000 人、エチオピア（表外）で約 13 万 3000 人などとなっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	24,991,748	417,399	ポルトガル	624,469	10,194
インド	10,654,533	153,339	イラク	612,870	12,988
ブラジル	8,816,254	216,445	イスラエル	593,961	4,341
ロシア	3,658,447	67,919	スウェーデン	547,166	11,005
英国	3,627,746	97,518	パキスタン	532,412	11,295
フランス	3,093,619	73,018	バングラデシュ	531,326	8,003
スペイン	2,499,560	55,441	フィリピン	511,679	10,190
イタリア	2,455,185	85,162	スイス	509,279	9,050
トルコ	2,424,328	24,933	モロッコ	465,769	8,128
ドイツ	2,137,691	51,873	オーストリア	403,512	7,389
コロンビア	2,002,969	50,982	セルビア	382,285	3,868
アルゼンチン	1,862,192	46,737	サウジアラビア	366,185	6,350
メキシコ	1,752,347	149,084	ハンガリー	358,317	11,904
ポーランド	1,470,879	35,253	ヨルダン	319,519	4,217
南アフリカ	1,404,839	40,574	パナマ	309,851	5,034
イラン	1,367,032	57,294	レバノン	276,587	2,270
ウクライナ	1,227,723	22,830	アラブ首長国連邦	274,376	783
ペルー	1,082,907	39,274	ネパール	269,180	1,994
インドネシア	977,474	27,664	ジョージア	252,972	3,038
オランダ	957,213	13,616	エクアドル	238,232	14,596
チェコ	933,361	15,270	ベラルーシ	235,859	1,639
カナダ	747,362	18,691	スロバキア	234,571	3,965
ルーマニア	709,194	17,722	アゼルバイジャン	228,688	3,072
チリ	694,647	17,854	クロアチア	228,568	4,799
ベルギー	691,854	20,726	カザフスタン	224,395	2,955